

今日のクスリは (242)

なんでこの時期，日本小児科学会は？

—医学会のモリカケ問題（4）—

藤原QOL研究所 代表
元都立墨東病院脳神経外科医長
藤原 一枝

2014年2月に東京女子医大で起こった「人工呼吸器を装着している2歳児の死亡」では、15歳未満の小児には禁忌薬のプロポフォールが使われていた。その選択・行為は問われることなく、2020年10月21日警視庁は業務上過失致死容疑で6人の医師を書類送検した。「不測の事態で人工呼吸の管が抜けることがないように投与」され、70時間適切な処置がなされなかった。ここに小児への配慮は何もない。

*

前回紹介した明石市の骨折の乳児の15ヵ月一時保護事件もまた、漫然と業務が遂行され、乳児の成長や未来は放置された。

すぐには原因が思い出せなかった母親は、骨折判明の前日に、当時3歳の長男がじゃれてきて、「ベビーベッドと自分の体の間に、抱いていた次男の右腕が挟まれた」ことを児童相談所職員に告げるのだが、相手にされなかった。

10月15日の毎日新聞によると、けがは骨折で全治3ヵ月、セカンドオピニオン医が「けがは虐待によるもの」とする意見書を書いたことなどから、児相は親子分離の継続が必要と判断したようだ。

昨年11月に自宅に戻っているこの児のことを8月6日に関西テレビが報道するや、明石市の泉房穂市長は9月に両親に謝罪し、10月には「一時保護の妥当性や面会機会の確保などの改善点を、第三者を含めて検証してもらい今後に生かしたい」と話したようだ。ただ、明石市が児相を設置したのは19年4月で、それまでは兵庫県の管轄で、一時保護や家裁の審判を申し立てたのは県であり、市はそれを引き継いだ形であった。県は検証の意向を示していないし、表示しても行政業務の内容が問われるだけだ。医師の判断の是非は、県でも市でも問われず、放置されるようだ。

*

なんでこの時期かは分からないが、10月12日（月曜日）に、NHKだけが正午や19時の時間帯に案

外長く取り上げたニュースがあった。

「乳幼児揺さぶられ症候群」無罪判決相次ぎ学会が新見解

<https://www3.nhk.or.jp/news/html/20201012/k10012659381000.html>

早速、友人知人から、2種類のお知らせが入る。

○ 今NHKのニュースで子供の脳の損傷による判断によっては冤罪が起りうるので慎重に診断できるように小児学会と脳神経外学会と連携するようなニュースがありました。中村I型が世の中に浸透すれば良いですね。

○ NHKのニュースで知って、藤原先生が怒っていらっしやるだろうな、とお察しておりました。ここ数年、逆転無罪の判決が続いていたのに何故逆行するような見解を出したのか、驚きました。

もしかしたら、逆転無罪が続いたことで、彼らは、「もっとしっかり虐待を取り上げろ」とハッパをかけたかかったのかと思ったほどです。

○ 最近、揺さぶられた赤ちゃんの母親が無罪となる判例が多く報道され、小児科医の方が、これに臆せず疑いのある場合は通報するようと言われたとの報道を見ました。そうしたら奈良県立医科大学の朴永銖准教授が、「小児科と脳神経外科が協力して診なければならぬ」と言われました。藤原先生達のお手柄だと思っています（私の理解が違っていたら、お詫びいたしますが）。

○ まずは無罪事件に対する言及が一切ないことに、強い違和感を覚えました。

人間がすることですから、「間違わない」ことはないはずですが。これだけ無罪判決の中で具体的に問題点を指摘されているのですから、真摯に検証するのが科学者のあるべき姿だと思うのですが。

○ 小児学会の見解を見てから不穏な気持ちで過ごしていました。



渦中において動かぬものは？

「臆さず通告せよ」だなんてまだ幼い子を育てている身としては怖くて仕方がないです。なぜ「適切に通告せよ」と言わないのでしょうか？

(冤罪に遭った母親から)

- なんとか脳神経外科医が入ってくだされば、少しは状況が変わるように思いますね。良かったです。学会などと言っても、やはり政治だと私は思ってしまう。しかも、その判断は権力に結びついているとか、大きな力を持っているものの意見が通ってしまうとか、やりきれない部分もありますが、一市民の立場では、少しずつ動かしていくしか方法はありませんね(年季の入った医療問題活動家)。

- これexcuseのためですか？

裁判では原告、被告ともそれぞれに有利なものをつらねてくるのでその内容の信頼性の検証がないまま一人歩きする危険が大と思います(某脳神経外科名誉教授)。

*

さて、同日に、日本小児科学会は、SBS無罪判決に関する「見解」を機関誌(日本小児科学会雑誌10月号)と学会のHPに載せていた。

機関誌の編集後記には、「総説では、虐待による乳幼児頭部外傷(AHT)に関して、医学的共通認識の再確認、Child Firstの原理に基づいたAHTへの適切な対応についての学会の見解が述べられており、必読の内容です。」とある。

ところが、同じ号に7月10日に私が編集委員会に送った誤植に関する意見(239回記述)が採用されたとあり、なんと46カ所の正誤表が2頁に渡って掲載されていた。

そのうえでの執筆者のコメントは、

「複数の修正を要した点につき、深謝いたします。ただし修正後も全体的な傾向におよそ変わりはなく、本文・考察内容については修正を行う必要性はないものと判断しました。

杉立 玲、溝口史剛、松井 敦(群馬県前橋赤十字病院小児科)」

私は、アングリ!

続く8月22日の理事会の議事録の頁には、

「理事会では、理事全員の賛成を確認の上、学会見解を学会誌および学会ホームページ(一般ページ)に掲載することを承認した。なお、文献論文の一部(日児誌掲載論文)の内容に訂正が必要であることから、見解本文の当該部分をどのようにするか(削除もしくは修正)は会長が判断することとした。」とある。

この文献は削除されていた。私の進言(抗議)の真意は採用されてはいた。

しかしながらと、私個人は、事務局を通して、日本小児科学会会長にファックスを送った。

10月12日のNHKニュースで気付き、HPで「AHTに対する日本小児科学会の見解」を拝見いたしました。無罪判決に貴会に見直しや反省がないことに驚きました。

「見解」の中で、

「日本でも家庭内事故によって生じた重篤事例ないし死亡事例の報告は複数存在するが、いずれの報告も養育者の説明を根拠にしたものである。したがって、信頼のおける第三者が目撃した状況で、重篤な後遺障害を残したり、死亡したりした事例の報告は存在しない。」という文章がありました。意味のある記述です。裁判で資料としてお使いのつもりでしょうか？

しかし、2007年に鹿児島で、小児科医二人が目撃した診察室での転落事故があり、乳児は重症心身障害になり、民事訴訟10年の裁判記録も残っています。中村I型です。

2004年には徳島でスーパーのカートから落ちた児の大手術(術後管理が大変だったが、予後は良好)を小児科医が症例報告しています。予後がいいからと言って、手術例を対象から除くのもいかがかと思いました(手術しなかったら、彼らはどうなっていたのでしょうか?)。

以上、私見をお届けします。

次には、日本小児神経学会、日本脳神経学会にも正式な意見表明をしてもらいたいものだ。

(続く)

ペーパークラフト：松田祐樹

撮影：桜井ただひさ